

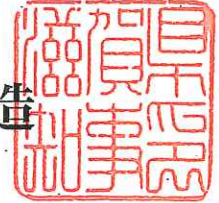


滋監第 333 号
平成30年 4月 5日

今明水道 (株)

今江 三枝子 様

滋賀県知事 三日月 大造



一般 建設業の許可について (通知)

平成 30年 3月 7日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可しましたので、通知します。

記

| | |
|---------------|---|
| 許 可 番 号 | 滋 賀 県 知 事 許 可 (般 - 30) 第 20967 号 |
| 許 可 の 有 効 期 間 | 平 成 30 年 6 月 4 日 か ら 平 成 35 年 6 月 3 日 ま で |
| 建 設 業 の 種 類 | |
| 管 工 事 業 | |

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成 35 年 5 月 4 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)